

「かんぼの郷庄原」取得に係る判断の延期について

1. 概要

現下の新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の全国的な蔓延及び県内でのクラスター感染発生事案等を勘案し、「かんぼの郷庄原」の取得の可否についての判断を延期する。

2. 判断延期に至った理由

(1) 感染症は終息の兆しを見せないまま、全国的な拡大が続いており、市民の間に感染症への罹患及び経済危機への不安が増大している最中、令和2年4月11日、三次市において県内初のクラスター感染事例が発生し、その後、広島県知事による「感染拡大警戒宣言」がなされるなど、本県全域が感染拡大期にあると考えられている。

三次市と一体的な生活圏を形成する本市においても、経済的な支援や感染防止など、市民生活を守るため、広範な対策が最優先されるべき事態となっている。

(2) 令和2年4月14日、三次市での感染症のクラスター発生に伴い、日本郵政株式会社は「かんぼの郷庄原」を、当面令和2年5月6日まで休館すると公表した。

その理由として、「かんぼの郷庄原」を運営する株式会社サンヒルズ庄原には、三次市から通勤する同社員も多く、同市に所在している取引先も多数あること、また、県内外からの宿泊予約も多い中、営業継続による同社員の感染リスクを排除する必要があること、などの理由から、全面休館の判断に至ったとのことであった。

以上の状況を踏まえ、市では「令和2年4月中旬以降」としていた、「かんぼの郷庄原」の取得の可否についての判断を、当面の間延期する。

3. 日本郵政株式会社との協議

令和2年4月14日に日本郵政株式会社に対し、取得の可否の判断延期について、申し入れを行った。

日本郵政側も、感染症の影響による市の判断延期の方針に理解を示していただき、今後も継続協議を行っていくことを確認した。

4. 延期期間及び今後の動き

延期の期間については、感染症の動向が不明確な状況であることから、本市及び全国の情勢を注視し、適時な時期までとする。

また、その延期の期間中において、専門家等による精緻な分析や情報収集を実施することとし、関連予算について、令和2年6月補正予算において予算要求する予定である。